

## 第1回 福井県衣服製造業最低工賃専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年1月15日(水) 10:00~12:00
- 2 場 所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)  
家内労働者代表委員 3名(定数3名)  
委託者代表委員 3名(定数3名)
- 4 議 題
  - (1) 福井県衣服製造業最低工賃専門部会運営規程(案)について
  - (2) 福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の諮問について
  - (3) 関係家内労働者及び関係委託者からの意見申出について
  - (4) 家内労働の現状等について
  - (5) 福井県衣服製造業工賃実態調査結果について
  - (6) 審議事項と審議日程(案)について
  - (7) 福井県衣服製造業最低工賃の改正額について
- 5 議事要旨

議事に先立ち、専門部会委員の紹介があり、専門部会長として森瀬委員が選任され、部会長代理に峯金委員が指名された。

### 議題(1)について

事務局より、福井県衣服製造業最低工賃専門部会運営規程(案)及び福井地方労働審議会運営規程第5条により「議事」及び「議事録」の公開の取扱いについて説明があり、運営規程(案)について了承されるとともに、金額審議を行う際の会議及び議事録については、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」と認め、会議については非公開、議事録に代えて議事要旨を公開することとされた。

### 議題(2)について

事務局より、12月6日付けで、福井労働局長から、福井地方労働審議会会長宛てに、「福井県衣服製造業最低工賃の改正決定について」諮問がなされた旨の説明があった。

### 議題(3)について

上記議題(2)の諮問を踏まえ、12月6日~12月20日までの2週間において、関係家内労働者及び関係委託者からの意見聴取の公示を行っ

たところ、意見がなかった旨説明があった。

#### 議題（４）について

事務局より、資料 9 頁～60 頁に基づき、業種別家内労働者数、福井県における委託者数及び家内労働者の推移、年度別最低工賃改正状況、県内の景況感等について説明があった。

#### 議題（５）について

事務局より、資料「令和 6 年度 福井県衣服製造業工賃等実態調査」に基づき、委託のある事業所数（33 社）、そのうち最低工賃適用工程実施委託者数（7 社）、対象品目別の工賃単価の状況、工賃単価と 1 時間当たりの作業量から時間額に引き直した場合の金額等について説明があった。

#### 議題（６）について

事務局より、資料 61 頁に基づき、審議事項について、従来品目・工程に係る金額審議を行うこと、品目・工程の見直しとして、婦人服製造業に「ブラウスの糸くず取り」を追加すること、下着製造業では品目を指定せず、下着全般に適用し、「糸くず取り」の工程だけを規定することについて協議していただきたいとの説明があった。

また、「審議日程」に関しては、資料 61 頁に基づき、専門部会の開催日程について説明があった。

#### 議題（７）について

「婦人服製造業」「スポーツ服製造業」「下着製造業」の順に、金額及び品目・工程の見直しの必要性について審議を行うこととされた。

#### ア 婦人服製造業について

委託者代表委員からは、

- ・ 最低工賃を引き上げる方向だが、一度に引上げるのは厳しいため、少しずつ引き上げる方向で、最低工賃額を最低賃金引上げ率に準拠した 114%くらいで考えているが、最低工賃割れしている部分については据置きで考えている。
- ・ 委託者側は、中小企業なので、受注者の目線で、普段仕事をしている。労務費の上昇や原材料の価格高騰について、取引先との価格転嫁の交渉は厳しく、苦しい状況の企業が大変多い。

- ・ 委託者としては、それぞれの仕事の工程の難しさや大変さ、手間のかかり方ということを勘案し、金額を提示した。
- ・ ブラウスの新設については、実態をよく理解していない。実効性を持って決められるか、工賃額が高い会社も、低い工賃額の金額に引っ張られてしまうというような逆効果もあり得るのではないか。との意見があった。

家内労働者代表委員からは、

- ・ 最低賃金が、令和3年度から令和6年度にかけて14.68%上昇し、生活する上では、物価上昇も影響を及ぼしている。世間的にはベースアップで、フォローしていくことが労働者側の考え方である。
- ・ 据置き提案については、令和3年度から6年度の物価上昇率9.89%をベースに再考願えないか。
- ・ 家内労働者に若い方が少ないが、工賃引上げは人材の確保に寄与すると考える。
- ・ 家内労働者は、作業の前後、製品の運搬に時間を要し、工賃以外に負担がある状況を考慮してほしい。
- ・ 「ブラウス」については、新設の方向で話し合いたい。セーフティネットとして作っていくことも一つの方法で、意見を聞きながら調整したい。

との意見があった。

公益代表委員からは、

- ・ 本年度の資料により、他県の状況や最低賃金額と比較ができ、イメージしやすくなった。最低賃金との比較において、工賃が適切かいうところも十分に踏まえた上で議論すべきであろう。
- ・ 婦人服は身近にあるものであるが、工賃単価を見たときに、低いため驚く現状もある。委託者の現状が厳しく、価格転嫁が困難であることも分かるが、人材の確保と将来に向かって当該産業の継続のため工賃を上げる方向で進めていただきたい。

との意見があった。

上記の各側の意見を踏まえ、委託者側で協議の結果、物価上昇率を加味した工賃の提案があり、次の内容で見解が一致した。

- ・ 「糸くず取り」は、1枚22円を25円に改める。
- ・ 「鍵ホック付け」は、1組34円を35円に改める。

- ・「糸ループ付け（手編みに限る）」は、1枚25円を27円に改める。
- ・「スナップ付け」は、1組26円を29円に改める。
- ・「ボタン付け（根巻きに限る）」は、1個14円を16円に改める。
- ・「ボタン付け（寝巻き以外のもの）」は、1個11円を13円に改める。
- ・「×印しつけ止め」は、1箇所7円を10円に改める。

なお、ブラウスの新設については、詳細について確認の上、次回に再検討することとされた。

#### イ スポーツ服製造業

委託者代表委員からは、

- ・ 最低工賃額を最低賃金引上げ率に準拠した114%くらいで考えるが、最低工賃割れしている工賃については据置きとの意見があった。

家内労働者代表委員からは、

- ・ スタンスは、「婦人服製造業」と同様に、最低賃金引上げ率の14.68%をめどに提案させていただきたいと思う。
- ・ また、最低工賃割れという部分については、無理やりここで上げて逆に負荷がかかるのはどうなのかと思うので、意見交換の中で詰めさせていただきたい。
- ・ 実際1時間で60枚仕上げることは難しく、縫製が良くないと「糸くず取り」も複雑になり、仕上げが異なり、個人差があると思う。
- ・ 「オープンファスナー付け」は100円の提案だが、引上げを検討いただきたい。それ以外は、提案の内容で了解。

との意見があった。

委託者代表委員からは、

- ・ 現状が低いところはなるべく上げていただいた方がよろしいのではないか。「トレーニングパンツ」の「糸くず取り」、「ファスナー付け」は、工程の中でかなり低くなっていると思う。

との意見があった。

上記の各側の意見を踏まえ、次の内容で見解が一致した。

- ・「トレーニングパンツ」の「腰ひも通し（両端結びを含む）」は、1枚9円を10円に改める。

・「ファスナー付け」は、1枚60円を70円に改める。

また、「トレーニングシャツ」の「糸くず取り」、「オープンファスナー付け」、「トレーニングパンツ」の「糸くず取り」については、委託者代表側が提示した工賃額と家内労働者代表側が想定していた工賃の金額で開きがあり、家内労働者代表側から委託者代表側へ再検討の申し入れ等があった。

見解の一致に至らなかった事項については、引き続き、第2回工賃専門部会で審議することとなった。

事務局から、次回の専門部会について、1月23日午前10時～、福井労働基準監督署2階会議室で開催する旨案内があり、閉会となった。